

# 地震危険補償特約

建物の用途 **店舗** **工場** **事務所** **住宅** など  
 共済の対象 **建物**

## ● 補償内容

地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災(延焼・拡大を含みます)・損壊・埋没・流失によって損害を受けた場合に地震共済金を支払います。

## ● 共済の対象

昭和56年6月以降に新築された「建物」※(住宅に限らず、店舗・事務所・工場などの建物が対象です。)

**動産(家財、什器・備品、商品・機械設備等)は対象になりません。**

※昭和56年5月以前に建築された建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能があると確認できる場合はお引き受けすることができます。

## ● お支払いする地震共済金

この特約は実際の修理費ではなく、損害の程度(「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」)に応じて地震共済金の一定割合(100%、60%、30%)をお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合	消失または流失した床面積	
全壊	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額×100%(時価が限度)
大規模半壊	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額×60%(時価の60%が限度)
中規模半壊	建物の時価の30%以上40%未満	建物の延床面積の30%以上50%未満	地震共済金額×30%(時価の30%が限度)
半壊	建物の時価の20%以上30%未満	建物の延床面積の20%以上30%未満	

半壊に至らない損害(準半壊・一部損壊)は地震共済金をお支払いできません。

損害の程度の認定は地方自治体が交付するり災証明書の被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。  
 り災証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払いします。

## ● 共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30%から50%の範囲内で設定します。ただし、1建物当たりの加入の上限額は1,000万円です。



## ● 地震共済金をお支払いできない主な場合

- 損害の程度が半壊に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 地震に関する特約の共済掛金との合計額を領収前に生じた事故
- 損害の程度が全壊または全損と認定された場合は、その損害が生じたときに遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

## ● その他

- お支払いする地震危険補償特約の地震共済金総額(1回の地震等につき会員組合全体で80億円以内)を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。
- 地震危険補償特約は他の保険や共済からのお支払いの有無にかかわらず地震共済金をお支払いします。
- 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれを一括して1回の地震とみなします。

## ● 地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者(共済掛金負担者)の課税所得から控除されます。

※主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震危険補償特約の共済掛金全額(最高50,000円)	地震危険補償特約の共済掛金の1/2(最高25,000円)

## STEP 1 共済の対象を選びます。

建物 家財 什器・備品 機械・設備 商品・製品

※屋外設備・装置および野積の動産は総合火災共済の対象となりません。

## STEP 3 ご契約金額(共済金額)を設定します。

## STEP 4 補償の幅を広げましょう。

1. 時価額でのお支払いから新価額でのお支払いへ **P2**
2. 補償する損害を幅広く **P11 P12**

する損害共済金	自動セットされる費用共済金					主な損害共済金をお支払いできない場合
	A: 臨時費用	B: 残存物取片づけ費用	C: 失火見舞費用	D: 修理付帯費用	E: 損害防止費用	
工場物件 <sup>注3</sup> 普通火災共済	○	○	○	○ <sup>注4</sup>	○	・地震、噴火、津波を原因とする損害
	○	○	×	○ <sup>注4</sup>	○	・落雷により停電したために生じた溶融、腐食の損害
	○	○	○	○ <sup>注4</sup>	○	・水道管等の凍結による破裂損害
	○	○	×	×	×	・損害の額が20万円未満の場合 ・窓や戸の締め忘れによる雨、風、雹、雪等の吹込みによる損害 ・融雪水の漏入、凍結、融雪洪水、除雪作業による事故
	○	○	×	×	×	・雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れによる損害 ・共済契約者・被共済者が所有または運転する車両との衝突または接触による損害
	○	○	×	×	×	・給排水設備自体に生じた損害の修理費用 ・自室の水道の蛇口の締め忘れによって生じた自室の共済の対象の水濡れによる損害
	○	○	×	×	×	・被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
	×	×	×	×	×	・共済の対象が商品である場合の盗難による損害 ・現金・預貯金証書の損害について家財・什器備品等のご契約がない場合
	△	×	×	×	×	・普通物件は地盤面より45cm以上の浸水がない場合 ・住宅物件は地盤面より45cm以上の浸水があった場合でも床上浸水とならない場合 ・地震を原因とする津波による損害

費用共済金等の種類	費用共済金のお支払いについて	
D: 修理付帯費用共済金	実費	復旧にあたり、組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用で、非住宅物件にかぎり、1事故1敷地内につきご契約金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。(住宅部分は対象外です。) ※普通火災共済(工場物件用)は5,000万円が限度です。
E: 損害防止費用	共済金の算出は①~⑥と同じ	損害の防止、軽減のために支出した費用をお支払いします。 例) 消火薬剤等の再取得費用
F: 地震火災費用共済金	共済金額×5%	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とした火災で半焼以上の場合1事故1敷地内ごとに300万円が限度です。 ※普通火災共済(工場物件)は2,000万円が限度です。

をいい、総合火災共済という非住宅物件も同様です。居住部分にかかわる費用はお支払いできません。